



寒河江市社会福祉協議会だより

愛さぽと

第114号

令和3年10月5日

編集発行：
社会福祉法人
寒河江市社会福祉協議会
寒河江市中央二丁目2番1号



募金の輪を広げるために...

～寒河江高等学校新聞部の皆さんが赤い羽根共同募金について取材しました～

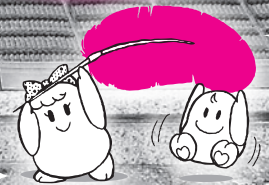


赤い羽根共同募金の具体的な使い道を知り、多くの人に知って欲しいというのが今回の取材のきっかけだったそうです。部長の佐藤光さんは「自分たちが募金したお金が、今回取材をしたサロンの助成など幅広い福祉のために使われて嬉しい、これからもこの仕組みが継続できるように募金など出来る形で協力したい」、また「共同募金の使い道について多くの人に長陵タイムズ（学校新聞）で知らせることが出来て良かった」と話されていました。

今回のような取り組みが、赤い羽根共同募金を若い世代が身近に感じられるきっかけとなり、共同募金の輪が広がります。明るい未来を目指した街づくりのため、今年も募金へのご協力をよろしくお願いいたします。

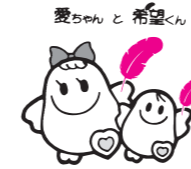


舟橋1・1会（フナバシチイチ会）
サロン取材の様子



令和2年度の寒河江市共同募金実績

赤い羽根共同募金			歳末たすけあい募金		
実績額		4,801,837円	実績額		2,784,260円
内訳	戸別募金	3,493,285円	内訳	戸別募金	2,727,760円
	法人・大口募金	898,000円		篤志募金	56,500円
	街頭募金	79,187円		この募金は、経済的に支援が必要な世帯や、ひとり暮らし高齢者、寝たきりの高齢者、障がい者のいる世帯等に配分しました。	
	学校募金	145,479円			
	その他の募金	185,886円			



じぶんの町を良くするしくみ 赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「困ったときはお互いさま」の気持ちから「国民たすけあい運動」として始まりました。現在では、「じぶんの町を良くするしくみ」として、地域の課題解決に取り組む民間団体への支援をはじめ、地域のさまざまな福祉活動を支援しています。

皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

～あなたの善意がこの事業を支えています～

赤い羽根共同募金の使いみち

令和2年度配分総額 **2,327,837円**
(令和3年度事業に対する配分)※下の写真には過去の事業も含まれています。

高齢者福祉のために

ふれあいサロン事業、見守りネットワーク事業など



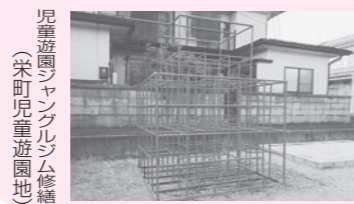
ふれあいサロン (元町サロン)



見守りネットワーク事業
見守り研修・情報交換会
(醍醐地区)

児童・青少年・母子福祉のために

児童遊園整備事業、福祉教育推進事業など



児童遊園ジャンブルシム修繕
(栄町児童遊園地)

地域福祉活動推進のために

地区社協活動費、福祉と健康のまち大会開催事業、ふれあい相談所設置事業など



1人暮らし高齢者のつどい
(高松地区)



地区社協研修 (西根地区)

社会福祉施設充実のために

福祉施設や放課後児童クラブの備品購入費など



福祉車輛整備事業



たくさんの善意をいただきありがとうございました。

●あなたの募金が私たちのまちの何に役立てられているかご覧いただけます www.akaihane.or.jp 赤い羽根 検索

食品・生活用品の寄付にご協力ください。(フードドライブ)

ご家庭や職場等で余っている食品はありませんか？

お中元やお歳暮に頂いた食べきれないもの。物置や倉庫などで眠っているものなど。少量でも結構です。社会福祉協議会までお持ちください(食品寄贈ボックスを設置しております)。

ご協力いただきました食品等は、市社協やNPO団体等を通じて生活困窮者等の食など支援を必要としている方々や社会福祉施設・団体等に提供致します。

①ご協力いただきたい食品・生活用品

○食品 乾麺・お米・缶詰・インスタント食品・レトルト食品・調味料・乾物・飲料・お菓子・粉ミルク・離乳食など

○生活用品 洗剤・トイレトペーパー・生理用品・こども用おむつ

②注意事項

食品は、未開封で賞味期限が1ヶ月以上あるもの、常温で保存可能なものなど注意事項があります。詳細については、市社協へお問い合わせください。★問い合わせ 0237-83-3220



令和3年度 寒河江市の共同募金目標額 4,874,000円

- 戸別募金…………… 3,500,000円
- 法人・大口募金…… 1,000,000円
- 街頭募金…………… 100,000円
- 学校募金…………… 150,000円
- 職域募金等…………… 124,000円

①戸別募金

お住いの町会長から各世帯の皆様にお願ひしております。1戸当たり320円以上の募金にご協力いただける方へのお願ひになります。

②法人・大口募金

市内企業・事業所・商店等にお願ひするものです。

③街頭募金

募金ボランティアのご協力により、街頭で募金を呼びかけます。

④学校募金

児童生徒に対する福祉の啓発と併せて、市内小中学校・高等学校にお願ひします。

⑤職域募金・その他の募金

市・県・国の関係機関や銀行等の職員に対して協力を依頼します。また、イベントでの募金活動やハートフルセンターに募金箱を設置します。

令和3年度 歳末たすけあい募金目標額 2,700,000円

共同募金の一環として「歳末たすけあい運動」も実施いたします。皆様からいただいたご寄付は8地区の配分委員会を経て、経済的に支援が必要な世帯やひとり暮らし高齢者、寝たきりの高齢者、障がい者のいる世帯等に配分されます。詳しくは、最後のページをご覧ください。

1戸当たり250円以上の戸別募金にご協力くださいますようお願いいたします。

赤い羽根

共同募金



●善意の募金なのに、なぜ目標額があるの？

共同募金は、お金が集まってきたから使用道を決める仕組みではありません。助成を希望する団体等は、社会福祉協議会に申請します。県共同募金会がこの申請を審査し、翌年度の助成計画(必要な募金額)を市町村ごとに決定します。この決定した金額が募金目標となります。つまり、共同募金は計画募金であり、今年度の目標額は、昨年度の申請・決定に基づくものです。

●共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があると聞いたのですが…

共同募金会は、税制上、国および地方公共団体と同じように、寄付に対する「優遇措置の対象団体」になっています。個人からのご寄付については、所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除が受けられます。法人からのご寄付については、法人税の全額損金算入扱いになります。

歳末たすけあい運動募金配分事業

この事業では、歳末たすけあい運動募金運動で寄せられた皆様からの寄附金を、支援を必要とする世帯や地域で活動する施設、福祉団体に、激励金として年末にお届けしています。

今年度より支援を必要とする世帯に対して新たな基準を定め、申込制を導入して事業を実施することになりましたので、事業の内容をご紹介します。75歳以上の年齢区別が設けられましたので、ご注意ください。(No1、No7)

◎配分基準

No	区分	激励金の額	対象者（対象世帯）	備考				
1	世帯全員が75歳以上の高齢者世帯	上限5千円／世帯	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活が経済的に困難な次の世帯 <table border="1"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>収入月額が10万円以下 (年金・その他の収入の合計)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2人世帯では収入月額が15万円以下、その他は2人世帯に準ずる額</td> </tr> </table> 世帯全員が75歳以上の世帯 	単身世帯	収入月額が10万円以下 (年金・その他の収入の合計)	上記以外	2人世帯では収入月額が15万円以下、その他は2人世帯に準ずる額	対象者が民生委員児童委員に申し込む
単身世帯	収入月額が10万円以下 (年金・その他の収入の合計)							
上記以外	2人世帯では収入月額が15万円以下、その他は2人世帯に準ずる額							
2	寝たきり高齢者がいる世帯	3千円／世帯	6ヶ月以上、寝たきりで自宅療養している方(65歳以上)がいる世帯	民生委員児童委員が状況調査				
3	在宅長期療養者がいる世帯	3千円／世帯	6ヶ月以上、医師の診断を受け自宅で療養しており働けない状態にある方がいる世帯	民生委員児童委員が状況調査				
4	在宅心身障がい児者がいる世帯	3千円／世帯	知的・身体・精神障がいの方で働けない状態にある方がいる世帯	民生委員児童委員が状況調査				
5	認知症患者がいる世帯	3千円／世帯	認知症の診断を受け常時家族の見守りが必要になる方がいる世帯	民生委員児童委員が状況調査				
6	準要保護児童・生徒がいる世帯	2千円／児童生徒1人につき	義務教育就学中で市教育委員会が認定する準要保護児童・生徒がいる世帯	対象者が市社協に申し込む				
7	その他の要支援世帯	5千円／世帯	<ul style="list-style-type: none"> 収入を得る手立てがない又は収入が非常に少ないなど経済的に困っていて、その状況が続いている75歳未満の方がいる世帯 収入要件は、75歳以上の区分に準ずる 	対象者が市社協又は民生委員児童委員に申し込む				
【共通事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設へ入所・入院している方は対象外。 ② No.6との重複のほかは、重複配分を行わない。 ③ 障がい者通所作業所等に自宅から通っている方がいる世帯は、対象とする。 ④ 生活保護世帯は対象としない。 ⑤ 辞退等、対象世帯の意思に留意する。 ⑥ 配分委員会等で推薦がある者を配慮する。 								

《申込手続き等について》

上記の配分基準No.1とNo.7の対象者は、民生委員児童委員又は市社協へ申込の手続きが必要になります。激励金の案内と申込書は、お近くの民生委員児童委員と市社協に用意しています。地区の民生委員児童委員がわからないときは、寒河江市社会福祉協議会までご連絡ください。

※申込書は、10月10日より、寒河江市社会福祉協議会のホームページからダウンロード可能です。

●**受付期間** 令和3年10月5日から令和3年10月31日まで

●**決定方法** 募金の配分は、配分委員会の審査で決定されます。審査の結果、対象とならない場合もあります。

●**配布方法** 激励金は、12月中に担当の民生委員児童委員がお届けします。

寒河江市社会福祉協議会・寒河江市共同募金委員会 | ☎ 83-3220・FAX 83-3221

〒991-0021 寒河江市中央二丁目2番1号

〈 [ホームページ](#)・[Facebook](#)もご覧ください

寒河江市社協

検索  クリック